

平成 2 3 年千葉市教育委員会会議
第 3 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成23年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成23年3月23日(水)

午後3時00分開会

午後4時25分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 内山 英夫
 委 員 梅谷 忠勇
 委 員 津田 英彦
 委 員 和田 麻理
 委 員 篠原ともえ
 教 育 長 志村 修

出席職員	教 育 次 長	武田 昇	保 健 体 育 課 長	井谷 芳明
	教 育 総 務 部 長	西田 典夫	教 育 セ ン タ ー 所 長	山下 正敏
	学 校 教 育 部 長	時田 猛	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	奥村 兼弘
	生 涯 学 習 部 長	宇留間 正	生 涯 学 習 振 興 課 長	杉戸 利一
	総 務 課 長	森島 俊之	社 会 体 育 課 長	成毛 博光
	企 画 課 長	高須 右一	中 央 図 書 館 長	鹿間 陸郎
	学 校 財 務 課 長	伊藤 太一	総 務 課 総 括 主 幹	大崎 賢一
	学 校 施 設 課 長	初芝 勤	学 事 課 調 整 主 幹	湯浅 忍
	学 事 課 長	芝崎 易生	総 務 課 主 幹	川名 和弘
	教 職 員 課 長	三野宮 純一	生 涯 学 習 振 興 課 主 幹	古川 和明
	指 導 課 長	小寺 道明	企 画 課 主 査	太和田 基寿

書 記	総 務 課 長 補 佐	南 久志	総 務 課 経 理 係 長	市川 康次
	総 務 課 委 員 会 係 長	小池 正彰	総 務 課 主 査 補	諏訪 瑞穂
	総 務 課 総 務 係 長	小柳 寛	総 務 課 主 任 主 事	藤井 拓也
	総 務 課 人 事 係 長	中尾 嘉之		

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より梅谷委員を指名
- 4 会期の決定
平成23年3月23日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成23年第1回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第18号及び議案第19号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害及びその対応について
学校施設課長、保健体育課長、生涯学習振興課長、社会体育課長、中央図書館長より報告があった。
報告事項(2) 平成24年度公立学校教員採用候補者選考について
教職員課長より報告があった。
報告事項(3) 千葉県スポーツ振興計画について
社会体育課長より報告があった。
報告事項(4) 千葉県子ども読書活動推進計画（第2次）について
中央図書館長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第13号 平成23年度千葉県教育行政の運営に関する基本方針について
企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第14号 第4次千葉県生涯学習推進計画について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第15号 千葉県教育委員会組織規則等の一部改正について

議案第16号 千葉市教育委員会事務専決規程の一部改正について

総務課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第17号 行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について

総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第18号 千葉市学校児童生徒結核対策審議会委員の委嘱について

保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第19号 市費負担教育職員の人事について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による被害及びその対応について

内山委員長 学校施設課長、保健体育課長、生涯学習振興課長、社会体育課長、中央図書館長、順に報告をお願いします。

学校施設課長 報告事項(1)「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による被害及びその対応について」、まず学校施設の被害状況について、報告します。

市内180校中、何らかの被害に遭った学校は138校でした。比率にしますと、約77%にあたります。内訳は、小学校87校、中学校48校、特別支援学校1校これは養護学校です。そして高等学校2校という状況です。行政区ごとの被害割合は、中央区61%、花見川区85%、稲毛区93%、若葉区66%、稲毛区57%、美浜区90%という状況で、比率的には稲毛区の被害が一番多く、美浜区、花見川区が続くという状況です。被害箇所として特に多いものは、校舎・屋内運動場については、内部・外部の壁のひび割れ、続いて校舎と校舎の緩衝空間、これは構造体ごとの振動が違うということで、隙間を空けているものですが、ここに設置されているエキスパンションジョイントカバーの脱落、続いて床のひび割れ、ゆがみなどのほか、給水設備からの漏水などです。また、美浜区では敷地内で液状化現象が発生し、屋内運動場の床にゆがみが生じたり、グラウンドに砂が噴出した箇所があります。

対応としては、地震発生の日3月11日は各学校から被害状況の報告を受け、取り急ぎ修繕が必要なライフライン関係の修復にあ

たりました。翌12日（土）から13日（日）にかけて、教育委員会職員によって耐震性の有無にかかわらず全校回り、被害状況を調査しました。その結果を教育委員会内で検討し、立ち入り禁止箇所を設けるなどの安全措置を講じた上で、翌月曜日は児童を登校させることとしました。

今後、専門的に建物の安全性を確認する目的で、建築部に応急危険度判定士による判定の依頼をしています。

続いて、学校行事等への影響ですが、特に液状化の関係で被害が大きかった真砂第三小学校、真砂第四小学校の屋内運動場については、落下物などの危険があることから、卒業式及び学校統廃合に伴う閉校式を実施することは難しいという状況で、卒業式については近隣の真砂第一中学校、真砂第二中学校の屋内運動場を借りて実施しています。その他の学校の卒業式、閉校式については自校において実施しています。資料2は、閉校式、新設校の開校式の状況です。真砂第三小学校は、被害が非常に大きいということで、卒業式は中学校を借りて行いましたが、閉校式は学校内の図書室で行う予定です。続いて被害が大きかった真砂第四小学校については、今日午前中の確認で、昨日の時点で危険箇所の応急修繕が終了したとのことですので、予定どおり行うこととなりました。

資料1をご覧ください。被害状況を、校舎、屋内運動場、給水設備、屋外グラウンド、それぞれに被害箇所ごとにまとめた表です。最終的には一番右の何らかの被害があった学校が138校ありますが、今日現在、午前中までで応急的に対応できている学校が27校です。これはライフライン関連の漏水やガス漏れ、あと危険な箇所ということで落下物もあります。それから学校行事、選挙の関係で、屋内運動場の落下物対策ということを優先して執りかかっています。

保健体育課長 学校給食センター等の被害状況等及び学校給食実施状況について、報告します。

学校給食センターの被害状況は、新港学校給食センター、大宮学校給食センターとも施設については問題ありません。なお、新港については埋立地ではありますが、液状化等の支障もありません。若葉学校給食センターについては、液状化に伴う地盤沈下、あるいは地面や壁にひびが入った箇所や、ケーブル切断等、当初地震発生時はありましたが、現段階では施設の修繕は必要である

ものの、給食の調理業務に支障はない状況となっています。

各学校における調理場の状況は、地震発生時は給水ポンプが緊急遮断運転により止まったことによる断水、ボイラーの安全装置が作動するなどありましたが、現在、大半の学校では調理業務に支障のない状況となっています。1校、宮崎小学校においては、器具等が使えない状況となり、また、壁が若干崩れるなどしましたが、学校施設課、また市長部局において耐震の状況等を今点検しているところです。

学校給食の実施状況ですが、現在、牛乳とパンを基本として給食を提供しています。資料では、給食なし、完全給食、それぞれ記載していますが、大半の学校は牛乳とパン等を提供しています。なお17日、18日については、小学校は卒業式ということで、実施をしていない学校が多かったようです。

生涯学習振興課長 生涯学習関連施設の被害状況について、報告します。

生涯学習センターについては、幸い被害はありませんでした。ただ開館時間について、今現在、節電等を考慮し、9時から17時15分までの開館としています。

続いて公民館ですが、47館のうち、被害があった公民館は20館、約半数弱が被害を受けています。しかしながら、その被害の状況は、ほぼ軽微なものでした。ただ、その中でも、稲浜公民館と高浜公民館については、どちらも美浜区にありますが、液化化の影響を受け、利用者の安全が確保できないということで、現在臨時休館をしています。これらについては、予算の対応が図られ次第、修繕を行いたいと考えています。公民館についても、開館時間を短縮し、9時から17時までとしています。

続いて、その他の施設ですが、加曾利貝塚博物館は、壁面が一部落ちた箇所があり、また、落ちる可能性のある箇所も数箇所あるということで、当分の間、安全が確保されるまで、臨時休館としています。また、科学館については、天井のプラットフォームの落下の恐れがあったということで、3月11日から20日まで臨時休館としていましたが、現在は復旧して開館しています。ただし、こちらも、利用時間は17時までとしています。科学館はプラネタリウムが通常は1日6回から7回上映していますが、こちらを3回から4回と少なくして運営しています。

社会体育課長 社会体育課所管施設について、報告します。

12施設のうち、資料に記載の1番ポートアリーナから10番

高洲市民プールの10施設において被害を受けています。なお、2番の市民ゴルフ場については、3月13日より営業を開始しています。

被害としては、ポートアリーナ、宮野木スポーツセンター、古市場体育館、みつわ台体育館においては、天井の板が落下あるいは落下の恐れがあるということで、現在休館としています。なお、修繕等安全確認ができていませんので、これらの施設については3月いっぱい休館を考えています。

被害の一番大きかった施設は、アクアリンクちばです。敷地内及び周辺道路の液状化に伴い、海側の盛土のところが80cmくらい地盤沈下しており、給排水管、特に污水管が完全に破損してしまい、現在のところ使えない状況です。隣の新港清掃工場からの温熱管は通っていますが、先日、その温熱管から水蒸気が出ているということで、現在、環境局の方で確認していますので、アクアリンクちばについては、少し開館するのに時間がかかるのではないかと考えています。

また、小・中学校の体育施設開放ですが、こちらも学校施設課と協力して、安全を確認中ですが、現在休止中です。ただ、今週末から春休みに入りますので、安全が確認された校庭については今週中に開放をしたいと考えています。

学校校庭夜間開放は、各区1校の中学校6校ですが、節電のために全校開放中止としています。特に、幕張西中学校、新宿中学校のグラウンド等が液状化で被害が大きい状況となっています。

その他、社会体育課関係の中止になったイベントについては、3月31日までのイベント日程では、資料に記載の6事業が現在中止となっています。また、アクアリンクちばに関しては、3月19日に予定していました市民スケート大会、またスケート教室等も中止となっています。

中央図書館長 中央館、各地区館、分館の被害は、館によっては壁にクラックが入った、あるいは天井の一部が破損したなどの施設的な被害はありましたが、主な被害としては、書架からの本の落下というのが、非常に大きな状況です。

それから、中央図書館では、節電を考慮して、開館時間を9時30分から17時15分までに短縮したところです。

現在の運営状況ですが、計画停電が実施されている際は、基本的には閲覧のみということで考えていますが、19日、20日、

21日の3連休については、計画停電が中止されましたので、システムを立ち上げ、通常の業務、つまり貸し出しを、中央館、地区館、公民館図書室とネットワークを図り、行っています。

今後も、計画停電の時間帯に適切に対応し、市民サービス維持に努めていきたいと考えています。

津田委員 学校施設に限ってお聞きしたいのですが、液状化の問題は別問題として、今回の138校の被害に遭った学校の中で、耐震補強が既に完了していた学校はどのくらいあって、完了していない学校がどのくらいあり、その被害の差がどのくらいか、そのあたりのところを教えてくださいたいと思います。

学校施設課長 今のところデータがまだ揃っていませんので、改修実施済で何校ということでお答えできませんが、液状化の影響がやはり非常に大きく、美浜区は特に耐震化が完了している体育館であっても、その下の地盤がゆるんだことによって、床がゆがんだり、壁が一部はがれ落ちるといったことがありました。ただし、補強を行っていますので、構造体自体には影響はありませんでした。つぶれることはなかったものの、壁等が落下することがあったということで、耐震化が終了しているところも被害はかなり出ています。逆に耐震化がまだ終了していない、I s値0.6未満の学校でも、今回の被害で言いますと同じような状況で、どちらかというとな耐震化が済んでいる、済んでいないというよりも、地盤など地域ごとの状況に左右されたという状況です。

津田委員 地盤の問題は、2次的なものなので、耐震効果があったのかどうか、そのあたりのところが知りたいのですが。

学校施設課長 正確な数字は出ていませんが、耐震が完了している学校についても、校舎のひび割れ等は確かに発生しています。

ただし、構造体に致命的なダメージを受けた学校はないということですので、耐震工事の効果は出ていると思います。

内山委員長 では、もう少し調べてきてください。

梅谷委員 様々な施設が被害を受けたということが、ただ今の報告でわかりました。今後また余震等があるかと思いますが、それへの対応ということで、児童、生徒への被害をなくす観点から、概況について教えてくださいたいのですが、校舎の壁が15件落下、内部の天井落下が9件、また、屋内運動場で天井が14か所落下したというこの状況は、どういうことかということと、今後どのような対応をされるのかということについて、質問したいのですが。

学校施設課長 壁、天井等の落下については、学校ごとにかなり被害状況は違いますが、特に壁で見ますと、モルタルのひび割れによる落下がほとんどで、天井については、天井板がはがれて落下したという状況です。屋内運動場については、一部照明器具の落下、あるいは落下しないまでもぶら下がっている状態です。また、鉄骨を止めるビスが落ちてきたというケースもあります。

先ほど申し上げた対応済みの27校は、こういった特に落下等の危険があるところについて早急な対応に努めたものですので、児童生徒に危険を及ぼすような危険箇所については対応できている状況です。

それ以外の落下する可能性があるというような危険箇所については、今のところまだ工事が入ってないところについては、立ち入り禁止にするなどの安全措置を取っています。

和田委員 本当に各施設いろいろな被害が起きて、まさに想像以上だったのかなと思いました。当日私たちも出席しましたがけれども、中学では午前中、卒業式であったということで、午後この時間帯はおそらく部活動に関係するような生徒のみが学校にいたのではないかと思います。小学校に関しては、こちらが揺れた14時50分くらいは、ちょうど下校間際の時間帯であったと思いますが、子どもたちに対して各校どのような対応をされたのか。また、その対応に関して何か問題点が起きなかったのか、今後の課題も含め、今の段階でわかりましたらお願いします。

学事課長 この時間帯、各学校では1年生は既に下校をしていたと聞いています。それ以上の学年は、地震発生後、それぞれの学級で地震が治まるのを待って、それから施設の状況にもよりますが、体育館等に避難をし、校庭、体育館等々で保護者に引き渡したと思われれます。私どもが聞いている中で、市民の方々から特に寄せられている意見が、保護者引き渡しは基本ではありますが、学校によりまして、私どもで聞いているのは大体7校ぐらいですが、通学区間の下校の安全を確認して、教師が付きながら集団下校をさせたということです。これについてはどうなのかという意見がありまして、それぞれ事実関係を確認しながら、引き渡しが基本でありますねということ、学校に再度確認をさせていただいたものです。今後は震災対策等、避難訓練等を毎年実施していますので、その中で保健体育課共々確認をさせていきたいと思っています。

和田委員 施設のこととは離れますが、今回の地震を通してニュース報道でも想定外という言葉が何度も使われていたかと思います。やはり自分たちが経験してきたことや、データの上からでしか想定というのはなかなかできなくて、それを超えるようなことというのが、今回のように起きることは現実としてあり得るのだなということに非常に強く感じました。学校教育をしていく上で、この想定外のことに対応できるような力を子どもたちにつけていくということが、非常に大切なのではないかなと、今回の震災を通じて一番強く感じました。それから、メディアリテラシーという観点の教育も進んで来ていると思いますけれども、やはり今回の一連の報道などを通して、これから次代を担っていく子どもたちに、ぜひ情報取捨選択という力も教育の上でつけていく必要があるなと感じました。

それからもう1点ですが、県外に避難している子どもたち、ご家族、共に避難している被災者の方々も多くいると聞きますし、千葉市にも転入という形でおそらく児童生徒がこれから入ってくると思います。千葉市の子どもたちに、実際に揺れも体験していますし、学校が被害を受けているような状況を見ているので、ぜひ被災者に対して、今何ができるのかということですか、それから身近に被災者のお子さんたちが来た場合の接し方といったことも含め、先生方それから職員の皆さんからも伝えられることがあれば、家庭、地域もちろんですが、学校の中でも、伝えていただければと思います。

内山委員長 これからも、こういう事態はあってはなりません、ぜひ、気をつけてやっていただきたいと思います。

志村教育長 今の想定外の話ですが、私も本部員でしたもので申し上げますと、まず一つは先ほどの学校の件ですが、こども未来局に係る保育所、子どもルームについては、何人か引き取りの保護者が東京の方に働きに行って帰って来られないということでお預かりして泊ませた施設がいくつかあったと聞いています。学校の方は今お話ししましたように、大体全部の学校から間違いなく子どもたちが帰ったのですが、その後、帰宅難民というか電車に乗れなくなった方々が、沿線の学校が避難所になった関係で、職員、校長以下、何人か残って避難をしてくる方々の対応にかかわるという状況がありました。職員自身も移動ができない状況でしたので、学校の職員がかなり手伝わなければいけないという状況

でした。それぞれ区ごとに本部が設置されますので、区と学校との連絡が取れなかった。想定外の中で一番大きかったのは、携帯電話が使えなくなったということです。学校の方から被害状況等をすぐに報告させたわけですが、メールやファックスでやりとりしますが、報告の際のファックスがパンクしてしまった状態になっていました。ですから市長にも話をしたのですが、この時の一番大事な事はどうやって連絡をしていくかということです。そういった意味では、大変大きな教訓をいただいています、今すぐに始めていることは、特に原発の関係で避難されている方々について、千葉市としてはいくつかの施設で避難所を開設することになっています。教育関係では、長柄の少年自然の家が約80人、20家族ぐらいを引き受けることとなっています。4月いっぱいその施設として考えています。既に4月の利用が決まっていた学校に、私が直接校長へ電話をし、3階の部分は避難をする方々に貸して欲しいということと、あとの施設で学校ごとに協力して使って欲しいと伝えました。大事な時期ですので、子どもたちもしっかりどういう目的で来るのかという点と、それに対してどういう接し方をすれば良いのかということは、実際の教育の機会です。ですから進めてほしいということでお話しをしています。それから新聞報道にありましたが、給食の関係で食材が間に合わないという件で、ご飯とふりかけだけの学校というのが千葉日報にも載っていましたが、被災者の人達のご飯も食べられないと、食べ物もない状態で苦労しているのということでお話をしたところ、「寂しいけどおいしいね」という子どもの反応があったということです。それぞれ学校なりに工夫してこれを期に、指導が行われると思いますけども、私どもとしては一番心配したのは、食材等の中でパンも売っていない状態になっていましたから、少なくとも牛乳とパンだけはできる限り給食の一部として提供することによって少しでも家庭をカバーしようということで、保健体育課からも先ほど報告がありましたように、苦労しながらもパンと牛乳を確保しましたが、もう既に牛乳等は生産調整に入っていたので、一部難しいということもありましたが、対応ができたと思っています。そういった意味では想定外でしたけれども、学校の子どもたち、先生方も頑張ってくれて、それなりに協力的な活動をしていただいたと思っていますので、これから先、春休みに入りますが、4月以降も合わせてこのことについて十分教育して

まいりたいと考えています。

報告事項(2) 平成24年度公立学校教員採用候補者選考について

内山委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(2)「平成24年度公立学校教員採用候補者選考について」、報告します。

平成24年度は、第一次選考が7月3日(日)に、第二次選考は、小学校以外の志願者を8月19日(金)から21日(日)に、小学校の志願者を8月26日(金)から28日(日)に実施予定です。

改善点は、今年度2点ほどあり、1点目ですが、出願資格の「年齢資格と受験区分により必要な要件」という表がありますが、この表中「教職経験特例」の「元教諭特例」という欄にあるように、キャリアを積んだ経験豊富な実践力のある元教員をより多く採用するため、千葉県以外の公立学校の勤務経験者も元教諭特例として認めることとしました。昨年度までは県内でしたが、これを拡大することとなります。一次選考で教職教養と専門教科試験を免除し、小論文による審査とします。

2点目は、より高い専門性を身につけた教員をより多く採用するため、大学院修士課程に進学する者と大学院修士課程1年生の者も出願できるようにし、受験機会の拡大を図ることとしました。採用選考を合格した者で、申し出があれば、大学院進学者は2年間、大学院の在学者は1年間、採用候補者の名簿登載を猶予することとしました。改善点は以上です。

その他として、第一次選考の県外会場ですが、本年度から秋田会場と北海道会場の2会場を加えて選考試験を実施しましたが、この北海道会場について、受験者数が予測をかなり下回ったという点や、二次合格者のうち名簿登載を辞退する者の割合が若干高かったということがあり、来年度は北海道会場については、実施を見合わせることにしました。今後、今回の震災の影響等がどのように出てくるかということ注視していかなければならないと考えますが、現段階ではこの要項にあるとおり、実施したいと考えています。

報告事項(3) 千葉市スポーツ振興計画について

内山委員長 社会体育課長、報告をお願いします。

社会体育課長 報告事項(3)「千葉市スポーツ振興計画について」、報告します。まず、「趣旨」ですが、大きく変化した社会経済情勢や市民の

スポーツ・レクリエーションに対するニーズに的確に対応するため、新たな計画を策定しました。

「経過」ですが、平成21年7月から8月に市民のスポーツ・レクリエーションに関する意識調査を実施し、平成22年9月に計画（素案）に対する市民意見を募集し、同12月から計画（案）に対するパブリックコメント手続を実施し、平成23年3月17日に計画を策定しました。

「概要」ですが、計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間、めざす姿は、「元気でいきいき」と暮らし、「ふれあい」を深め、「夢」のあふれるスポーツ都市の実現です。基本的な視点は、「市民が主役」「多様な主体との連携・協働の推進」。施策の方向性は、IからVまでです。施策の展開については、後ほど概要版で説明します。

「パブリックコメント手続の実施結果」についてですが、資料1をご覧ください。募集期間、募集方法については記載のとおりです。募集結果は意見提出者10人、意見総数は24件ありました。項目別意見数は表のとおりです。パブリックコメント手続による修正ですが、4件の意見に対して修正を行いました。意見の概要と市の考え方については、別紙1に記載しています。修正の欄に丸がついていますが、1番、3番、9番の意見は、言葉や事業の表記についてのものです。4番の意見については、スポーツ振興審議会で協議した結果、意見のとおり削除しています。ほかにつきましては修正はありませんが、事業運営における参考となる意見が多くありました。続いて、数値の確定等に伴う変更点については、学校統廃合、新設校、平成23年度予算の確定に伴い数値指標を変更したものです。なお、結果の公表については、本日より市のホームページや市政情報室、区役所等で開始しています。

「今後の予定」ですが、平成23年4月より、ホームページでの公表、スポーツ関係団体への説明会、千葉市政出前講座などを実施し、広く市民へ周知をしていきたいと考えています。

最後に、概要版をご覧ください。こちらの表紙と裏表紙については、「元気」、「ふれあい」、「夢」のキーワードを基にして、市民がスポーツ・レクリエーション活動をやってみようとなるように、また、親しみやすいようにという視点で写真を多く掲載しています。「施策の展開」をご覧ください。それぞれの方向性ごと

に目標、数値指標を設定し、施策、事業を展開していきます。目標は、「目標1 スポーツ・レクリエーション活動を充実しよう」の数値指標から「目標7 スポーツを観に行こう」までです。施策については、「I-1 スポーツ・レクリエーションの意識・関心の向上」から「V-2 安心してスポーツ・レクリエーションを行うための環境づくり」まで20あります。また、取組事業については106ありますが、概要版では代表的なものを掲載しています。

このように、めざす姿や目標に向けて計画を推進していきますので、委員の皆様にもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

内山委員長 これから5年間しっかりやっていただきたいです。よろしくお願ひします。

報告事項(4) 千葉市子ども読書活動推進計画(第2次)について

内山委員長 中央図書館長、報告をお願いします。

中央図書館長 報告事項(4)「千葉市子ども読書活動推進計画(第2次)について」、報告します。

1月に案をご説明しましたが、このたび、「千葉市子ども読書活動推進計画(第2次)」を策定しました。

最初に、「趣旨」ですが、平成16年に第1次の計画を策定し、様々な施策に取り組んできましたが、一定の成果があったものの課題も残ること、国・県が新たに第2次計画を策定したこと等を踏まえ、より一層の子どもの読書活動の推進を図るために第2次計画を策定したものです。

「策定の経過」は資料に記載のとおりです。

「概要」ですが、第1次の成果と課題を整理し、基本方針は子どもが自主的に読書活動を行うための環境の整備等の3項目としました。計画推進のための取組ですが、家庭、地域、学校等の役割をそれぞれ明確にして取り組むこととし、それぞれが連携して各事業を推進するとともに、子どもの読書活動の理解と関心の普及に努めることとしています。目標とする数値については、児童書の貸出冊数等の4項目を定めています。巻末の資料として、図書館と学校の関係データ、読書に関する意識調査結果等を掲載しています。

「今後の予定」ですが、3月末に記者発表を行い、4月に計画をスタートしたいと考えています。

「パブリックコメント手続の実施結果について」ですが、募集

期間は、平成23年2月1日から3月1日までの1か月でした。募集結果は、提出者数が5人、そのうち個人が3人、団体は2団体でした。意見総数は33件、18項目です。項目別意見数は、表のとおりです。修正については、3件行いました。

意見の概要と市の考え方ですが、別紙『「千葉県子ども読書活動推進計画（第2次）【案】」に対する市民意見の概要と市の考え方』をご覧ください。章ごとに分類してあり、表の左から「意見の概要」、「件数」、「市の考え方」を記載してあり、修正した項目は、「修正」欄に○を記入しています。ここでは、修正した3項目を、主に説明します。

最初に、2番の意見の概要ですが、計画書31ページの巻末資料「(9) 自分の子どもへの『読み聞かせ』の実施時期について」によれば、0～1歳までが78.1%を占め、それ以降は極端に減っているため、読み聞かせはアンケートにある4～5歳まで必要なことを明記してほしい、という意見でした。市の考え方ですが、31ページの巻末資料の(9)が、「自分の子どもへ初めて『読み聞かせ』を行ったときの子どもの年齢について」アンケートを実施したもので、読み聞かせの継続性を調査したものではなかったことから、アンケートの設問の記載を修正したところです。なお、乳幼児の読み聞かせの必要性については、計画書の6ページ、「家庭における取組」の中の「家庭の役割」に記載しています。

次に、10番の意見の概要ですが、「No. 22・105 見学や職場体験の受入れ」について、すべての小・中学校生徒が一度は図書館を利用体験できるよう指導課との連携を望む。所管課に指導課も明記してほしい、という意見がありました。計画書では、9ページのNo. 22、17ページのNo. 105の施策・事業項目です。市の考え方は、既に連携して実施していることから、意見を踏まえ指導課を追加することとしました。

次に、14番の意見ですが、施策・事業内容の語尾が、「～します。」という表記のままである、という意見でしたので、「～する。」に修正したところです。

次に、16番ですが、この意見に対して修正したものではありませんが、これは、計画書22ページの、「目標とする数値」の「3 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数」についてであり、1月にも同様の意見をいただいたものです。市の考え方

すが、1か月の読書量調査は、学校現場の負担増となることから、実施は困難と考えており、読書週間2週間の読書量調査は、十数年以上継続して全市児童生徒に調査してきた実績があり、経年比較の面からも、今後も実態把握を行うための資料として活用するために実施していきます。

議案第13号 平成23年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について

内山委員長 企画課長、説明をお願いします。

企画課長 議案第13号「平成23年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について」、説明します。

本件については、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき議決を求めるものです。基本的な考え方は、「千葉ビジョン21」に位置づけられた内容で、昨年と同様なものとなっています。

4つの目標を掲げており、「生きる力」の育成を目指した「人間尊重の教育」を基調に、「次代を担う子どもたちをはぐくむ」、「心のふれあう生涯学習社会を振興する」、「個性豊かな新しい千葉文化を創造する」、「スポーツ・レクリエーション活動を振興する」、以上を目標としています。

施策の取組方針ですが、こちらについては今年度、先ほど説明がありました「千葉市スポーツ振興計画」、「千葉市子ども読書活動推進計画」、それと、この後に議案第14号で議決をお願いします「千葉市生涯学習推進計画」も今年度策定されますので、それらの考え方を盛り込んだような形で作っています。

まず、「目標Ⅰ 次代を担う子どもたちをはぐくむ」については、昨年と同様な内容で、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」を育てていくことを目指し、子どもたちが「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力」を身に付けることができるよう、学校教育推進計画に基づき、学校教育のさらなる充実を図るとともに青少年健全育成に関して、平成22年度に新設された「こども未来局」との連携した取り組みを推進するということで、この下に8つの施策展開の方向を定めています。

「目標Ⅱ 心のふれあう生涯学習社会を振興する」については、第4次の生涯学習推進計画の目標を取り入れ、市民の学びができる地域づくりや多様な主体の連携を深める施策を展開する。また、「子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、子どもの読書

活動を推進するというところで、3つの施策展開の方向を述べています。学習成果が「生きる」地域づくりを進める、市民生活や地域社会の課題を「学ぶ」機会を提供する、学びを「支える」環境づくりを進める、の3つです。

次に、「目標Ⅲ 個性豊かな新しい千葉文化を創造する」については、新たな事業展開に基づき、「科学館を中心に、市民が科学・技術にふれあえる機会を提供する。」という部分を昨年度のものに追加しています。

「目標Ⅳ スポーツ・レクリエーション活動を振興する」については、スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を振興する施策を展開するというところで、5つの施策展開の方向を示しており、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション機会を創造する、学校における体育・運動部活動などを充実する、スポーツ・レクリエーションによる多様な交流を促進する、魅力あふれるスポーツを振興する、スポーツ・レクリエーションを支える新たな基盤を整備する、という内容としています。教育施策については、今読みました目標ごとに、平成23年度に実施される事業を盛り込んだ内容となっています。

和田委員 特別支援教育指導員の配置についてですが、現状どのような体制で行われているのかということと、今後重点項目として掲げられていますが、どのような方向性または体制をとるのかということをお教えいただきたいと思います。

養護教育センター所長 特別支援教育指導員配置事業については、ADHD等の子ども、特に緊急に対応が必要な子どもたちに対して学習面、それから生活面の支援をするため実施しています。今年度までは20人指導員を配置して、前後期分かれてそれぞれ20人ずつ1年間で40人の子どもたちに配置しています。来年度は5人増員して、25人態勢で指導を行うこととしています。

和田委員 現実としては、もっと本当は多い方がいいですね。

養護教育センター所長 これ以外にも支援が必要な子どもたちもいますので、一つは学校訪問相談員という、非常勤嘱託職員がいますので、この訪問相談員を学校に派遣して、校内支援体制を整備するというのと、それから養護教育センターで来所相談、相談事業を行っていますので、この中で協力しながら、子どもたちの支援に当たるということで考えています。

和田委員 できるだけ連携を取って進めていただければと思います。

篠原委員 外国人児童生徒指導協力員の派遣について、協力員が11人ということで、その前が一桁だったような気がしますので、少し増やしていただけたと思いますが、ちば教育夢工房というNPO法人がありますけれども、そこからこういうところに派遣するというようなことは考えられるのでしょうか。

指導課長 外国人児童生徒指導協力員11人については、現状と変わらず、増えているわけではありません。4か国語に対応しての学校生活の適応や基本的な会話における指導といった面を中心に行っています。4か国以外の児童生徒が入ってきた場合には、国際交流協会等にボランティア等の派遣を依頼して、そして指導を図っていただくように現状はなっています。

したがって、ちば教育夢工房は具体的なそういう部分ではありませんが、特に、学習とか特別支援を要する子どもたちへの対応には派遣希望が来ているという状況です。

議案第14号 第4次千葉市生涯学習推進計画について

内山委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第14号「第4次千葉市生涯学習推進計画について」、説明します。

別冊の第4次千葉市生涯学習推進計画について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定により議決をお願いするものです。この計画は平成23年度から5か年を計画しており、「市民相互のふれあいによる学習活動を通して、新たな可能性と価値を生み出す地域づくりを推進する」を計画目標に、304事業で構成しています。計画案については、昨年12月の教育委員会会議において、パブリックコメント手続の実施について議決した際に説明していますので、本日はその後行われたパブリックコメントで寄せられた意見及び意見の計画への反映状況等を中心に説明します。

パブリックコメント手続については、1月4日から2月3日まで31日間行いました。その結果6人の方から32件の意見をいただいています。項目別に整理しますと、計画全体についての意見が6件、具体施策・事業についてが17件、計画に関連する意見が9件であり、約半数が計画事業に関する内容です。このうち代表的な意見及び意見を踏まえての変更点について説明します。

まず初めに計画全般に係る意見として、図書館事業に関するも

ので、図書館事業について重点化、位置づけの明確化、インターネット端末機器設置についての意見がありました。これに対しては、図書館に関する個別部門計画であります、「千葉市図書館サービスプラン2010」に既に整理されていますので、個々の文言の修正等を行いませんでした。しかしながら、図書館は市民の学習活動の基盤となる重要な施設であることから、計画書の7ページの図表の中に関連する個別計画として、「スポーツ振興計画」に加え、「図書館サービスプラン」を追記しています。

次に、具体施策及び事業に関する意見として、子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業について意見がありました。当初の計画案の文章では、現在の活動が縮小されるというような感想を持たれる表現となっていましたので、意見を踏まえ事業の説明文を訂正しました。

次に、ブックスタート事業に関して、所管に中央図書館を加えるべきとの意見を踏まえ、中央図書館を加えることとしました。同じような修正を3箇所しています。

続いて、子ども読書まつりの実施方法に関する意見がありました。子ども読書まつりは図書館が中心となり実施することとしており、実行委員会形式での実施は現時点では検討していませんが、図書館サービスプランの中で市民との協働のあり方を研究することとしていること、また、ボランティア団体との連携のほか、学校、地域との連携の視点を明確にする視点が必要であることから、これについても計画書64ページの3-1-6のように文言を修正しました。ここに地域や学校という文言を加えています。

続いて、図書館職員の研修を加えるべきであるという意見がありました。これについても、意見の趣旨を踏まえ計画案を修正しています。

このほか、以前説明させていただいた計画案に加え、計画案の巻頭にあいさつ文を加えたほか、写真等を加えています。

修正点等は以上ですが、この計画については、策定後も新たな学習課題等が生じた場合には迅速柔軟に対応するなど絶えず見直しを行っていきたいと考えています。

和田委員 要望のようなことになりませんが、生涯学習推進計画の方向性ということで、学習成果が生きる地域づくり、学びを支える環境づくり、市民生活や地域社会の課題を学ぶ機会を提供するというこの3つの柱が掲げられています。この中で方向性の2と3は、

行政がしているということが市民に非常にわかりやすいと思います。けれども、学習成果が生きる地域づくりに関しては、例えば学習の成果を生かしたボランティアの場が提供されているとか、そういったことがなかなか、市民に伝わりにくいのではないかというように思います。生涯学習というのは、その3つの柱でできているということで、ぜひこれからもPRをしていただければと思います。

それからもう1点ですが、こちらの概要版の課題の中の一番最後にもありますが、情報提供の充実への要望が増加しているということで、5年前とくらべて5%ほど上がっているということです。情報提供の手段としては5年前に比べると、いろいろなものが増えてきているにもかかわらず、それを要望しているということはどういうことなのかと分析に苦しむところもありますが、インターネットとかパソコンを使ったということだけではなく、あらゆる形とあらゆる機会を使っていただいて、ぜひ、施策、事業などのPRに務めていただければと思います。生涯学習に関して、興味のある人たちは自分から情報を取りに行こうと思いますが、そうではない方たちにとってはなかなか積極的に働きかけていかないと、こういったことを行政がやってくれているということすらなかなか伝わらないと思いますので、ぜひその観点からもご努力をお願いできればと思います。

議案第15号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について

議案第16号 千葉市教育委員会事務専決規程の一部改正について

内山委員長 議案第15号及び議案第16号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別に議決を行います。総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第15号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」及び議案第16号「千葉市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、一括して説明します。

平成23年4月1日付け組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、規則及び訓令の一部を改正しようとすることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。

組織改正の概要について、まず、文化財保護室の設置ですが、文化財行政に関する問題に、よりの確かつ迅速に対応できるようにするため、生涯学習部生涯学習振興課の「文化財係」を課内室

である「文化財保護室」に改正するものです。次に、課内室長等への専決権限の委譲ですが、市長事務部局と同様に、課内室長等に専決権限を委譲するものです。具体的には所属職員の休暇の承認、所属職員への在勤地外旅行の命令、所管事項に係る定例的な照会、回答、通知、依頼等の専決権限を課内室長に、同様の照会、回答、通知、依頼等の専決権限を担当課長にそれぞれ委譲するものです。

次に、改正する規則・訓令ですが、規則は千葉市教育委員会組織規則、千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則、千葉市教育委員会公印規則の3つです。訓令については、千葉市教育委員会事務専決規程の1つです。施行期日は平成23年4月1日です。

議案第17号 行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について

内山委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第17号「行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について」、説明します。

行事の共催及び後援に関する規程は、教育委員会が教育関係行事の共催や後援を行うことに関して、必要な事項を定めたもので、本議案は後援等の承認を行うための基準を改めるほか、規定の整備を行うため、訓令の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容は、後援等の承認の基準について定める第3条の規定について、1点目としては、行事の開催場所について、千葉市の区域及びこれに隣接する区域に限るものとする要件を削除すること、2点目として、対象者について明瞭に規定することの2点です。その他の改正も含め、具体的には参考資料の新旧対照表のとおりです。次に、改正理由ですが、1点目の行事の開催場所については、この訓令が制定された昭和52年当時に比べますと、交通手段や情報技術等の発達により、市外で開催される行事であっても千葉市の教育施策の推進上、有益であると認められる行事等が考えられることから、開催場所を一律に制限する規定を削除し、行事の性質、内容等から柔軟に承認を行うことができるようにするものです。2点目の対象者については、現行の規定に必ずしも明瞭でない点があることから、これを改めるものです。施行期日は平成23年4月1日です。

議案第18号 千葉市学校児童生徒結核対策審議会委員の委嘱について

委員長 保健体育課長、説明をお願いします。

保健体育課長 議案第18号「千葉市学校児童生徒結核対策審議会委員の委嘱について」、説明します。

現在の委員は今年3月31日をもって、任期が満了します。千葉市学校児童生徒結核対策審議会設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。千葉市学校児童生徒結核対策審議会は、児童生徒の結核健診の状況把握と、患者発生時の対策について検討するために設置されています。委嘱日は平成23年4月1日です。任期は本年4月1日から平成24年3月31日までの1年間です。新たに委嘱する委員は「池上宏」氏ほか6人です。委員の所属、役職名等については、参考資料のとおりです。

なお、委嘱する委員は千葉市保健所長及び社団法人千葉市医師会推薦の6人とし、千葉市保健所長が転退職等で退任する場合は後任保健所長をあて、幹事については同医師会推薦による1人とし、医師会役員が改選等で退任する場合は後任幹事をあてますことを申し添えます。

議案第19号 市費負担教育職員の人事について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第19号「市費負担教育職員の人事について」、説明します。

当該議案は、平成23年3月31日付け及び同年4月1日付け、千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稲毛高等学校の教頭の人事発令について、千葉市教育委員会規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものです。

まず、退職ですが、「現・千葉高等学校教頭 永野憲徳」及び「現・稲毛高等学校教頭 石井久雄」が3月31日付で退職し、県立学校へ帰任します。「千葉高等学校 永野憲徳」は「千葉県立泉高等学校教頭」として、「稲毛高等学校 石井久雄」は、「千葉県立市原高等学校教頭」として、それぞれ異動します。

次に、採用ですが、「千葉高等学校教頭」として、「現・千葉県教育庁企画管理部教育総務課副主幹 佐藤晴光」を採用し、「稲毛高等学校教頭」として、「現・千葉県総合教育センター研究指導主事 弘海政信」を採用するものです。

8 その他

(1) 市長の専決処分について、総務課長より報告があった。

総務課長 市長の専決処分について、報告します。

「千葉市高洲市民プールほか34施設」の指定管理者の指定に

については、3月11日の教育委員会会議で報告したとおり、千葉市議会で継続審査となっており、市長は、3月中に臨時会を招集し、議会で再度審議していただく方向で調整をしていました。しかし、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、さらには、同月13日に発生した若葉区での鳥インフルエンザへの対応など、諸般の厳しい状況を踏まえ、臨時議会は開催しないこととされ、地方自治法第179条の「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するものとして、市長による「専決処分」がなされましたので、報告します。

専決処分の内容は、「テルウェル東日本・スポーツクラブNASグループ」を5年間の指定期間で指定管理者に指定するというもので、議案どおりの内容となっています。また、専決処分年月日は、平成23年3月16日です。

なお、専決処分の結果は、次の議会に報告し、その承認を求めることとなります。

また、3月11日の教育委員会会議で、臨時議会に提出するとしてご審議いただいた「平成22年度補正予算」についても、同じく臨時議会が開催されないこととなったため、今後、3月中に市長の専決処分に対応されることとなります。

(2) 次回第4回定例会は、平成23年4月20日（水）午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

内山委員長より閉会を宣言